

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和4年8月8日（月） 10：02～10：08

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
金 子 恭 之 国務大臣（総務大臣）
古 川 禎 久 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
末 松 信 介 国務大臣（文部科学大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（厚生労働大臣）
金 子 原二郎 国務大臣（農林水産大臣）
萩生田 光 一 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
山 口 壯 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
岸 信 夫 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
牧 島 かれん 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
西 銘 恒三郎 国務大臣（復興大臣、内閣府特命担当大臣）
二之湯 智 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
野 田 聖 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
山 際 大志郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
小 林 鷹 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
若 宮 健 嗣 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○政令 3件
○人事 2件
○報告 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：政令3件について、御決定をお願いいたします。まず、「構造改革特別区域法の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年8月31日とするものであります。

次に、「農林水産物及び食品輸出促進法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年10月1日とするものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、輸出証明書に係る登録発行機関の登録手数料について定める等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、裁判官人事といたしまして、判事兼簡易裁判所判事に任命するもの外3件について、御決定をお願いいたします。

次に、江島龍也外100名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告」について、御報告があります。本件につきましては、本日、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、二之湯大臣から御発言があります。

○松野国務大臣：次に、二之湯大臣から御発言がございます。

○二之湯国務大臣：本日、人事院から、国家公務員の給与についての報告及び勧告が提出されました。この勧告を受けて、本日、持ち回りにより第1回給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いの検討に着手する予定となっております。

○松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

私から、いわゆる旧統一教会と政治家との関係について、申し上げます。いわゆる旧統一教会と政治家との関係について、国民の皆様から様々な御意見が寄せられておりますが、社会的に問題が指摘されている団体との関係については、十分に注意しなければなりません。閣僚各位におかれては、国民に疑念を持たれることのないよう、政治家としての責任において、当該団体との関係をそれぞれ点検され、厳正に見直しをお願いいたします。また、関係副大臣、政務官等にも示達されるよう、よろしく申し上げます。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

